

第 18 回 享保・寛政の改革

さて、江戸後半の政治・経済に入ります。これまでの江戸前半期は、経済成長も比較的順調で、「明るい」感じのする時期でしたが、これからは、財政赤字に苦しみ、財政再建・政治の再興を図るといふ時期になります。私には、新自由主義経済の広がりが進められた「構造改革」路線の失敗とダブってこの時期の政治や経済が見えてきますが、どうでしょうか。「自民党をぶっ壊す！」と言っていた元首相は、自民党どころか、日本まで壊してしまったように思えてなりません。こんな時には「自殺仕事人」の出番となるのですが、「仕事人」じゃなくて「仕分け人」ですから…。江戸時代と違って私たちは、現代に生きているのです。民主主義の社会に生きているのですから、冷静に日本のそして世界の動きを見て、考えていきましょう。

1. 農村の変化

幕藩体制は、文治政治以降、財政的な危機に直面しはじめる。その最大の原因は、農村からの収入の減少である。つまり、貨幣経済の農村への浸透によって、農家は貨幣需要を増大させ、自給自足を基本とする農村の構造が変化したのであった。これにより農民の階層分化が進行した。大きな原因は3つある。①領主からの過重な貢租要求。②天災飢饉の頻発。(後で詳しく見ますが、江戸時代は「小氷河期」に入ったとされ、天候不順な時代でもあったようです) ③商業高利貸資本の侵入である。以上のような原因のために、貧農は借金に追われ、土地を手放し、小作人に転落していった。一方、自らは耕作せず、小作料で生活する寄生地主が生まれた。

寄生地主の発生について、もう少し詳しく述べておく。江戸時代初期の農村は、本百姓の土地・屋敷が中心であった。だが、この本百姓の中にも大百姓と小百姓がおり、平均 10石・1町程度の小農経営が多かったが、大百姓は、2～3町歩を所有する者もいた。彼らは、下人や年季奉公人を使って耕作を行わせた。これを地主手作という。しかし、元禄から享保にかけて地主手作が減少し、寄生(質地)地主が生まれた。田畑を集積し地主化した農民と質に入れた田畑を手放した貧しい農民とに分解したのである。

2. 武士の窮乏

農村の変化に伴い、幕藩体制も 18 世紀に入ると崩壊のきざしが見えはじめる。農民からの年貢に依存していた体制は、農民すなわち本百姓が分解しはじめると、途端に困難に陥る。そこで幕府は、商人から冥加・運上や御用金という名の課税を行った。一方藩でも、町人から大名貸を行い、その返済のために年貢収入の半分近くを利息として納めなければならない場合もあった。さらに、家臣への知行を減らしたり、半知といって知行高の半分

の給金しか支払うことしかできなかったこともあった。(賃金カット・ボーナスなしの状態ですよね。これじゃ、たまったものじゃありません。労働意欲＝モチベーションは当然下がります。まったく、今と一緒にじゃないですか!!!)しかし、こうした状態が長く続くと家臣の不満が高まるので、各藩では専売制の実施などがなされた。

このように努力しても武士の生活は、一向に向上しなかった。下級武士の中には、内職をし、屋敷を町人に貸す者もいたし、武士の身分を町人に売る者さえ現れた(ね。今と何となく似ていると思いませんか?非正規労働者の増加。リストラ。経営悪化。時代はくり返す!!)

3. 享保の改革

①徳川吉宗

幕藩体制の危機状況を再建しようとしたのが、紀伊藩主から8代将軍に就任した徳川吉宗であった。7代将軍家継は、跡継ぎのいないまま死んだため、御三家の紀伊藩から将軍になった吉宗は、「諸事権現様御定めを通り」という幕府創設期への復帰を理念として掲げ、側用人政治を改め、譜代大名を重視する方向を示した。その結果、新井白石が退任させられたのは当然のことであった。

吉宗はまず、封建道徳を強調する一方で、室鳩巢に命じて『六諭衍義大意』を作成させ、民衆への教化を行った。『六諭衍義』とは、明の太祖が作成した6カ条の民衆教化策を解説したものである。

②財政再建策

吉宗は、財政再建に着手した。儉約令を出し生活の引き締めを強調する一方で、各種の政策を出していった。

1722年、大名に対し上米を命じた。その内容は、石高1万石につき米100石を上納させ、その見返りとして参勤交代の江戸在府期間を1年から半年に、在国を1年半とするものであった。これにより、年平均18万石の米が上納されたが、後に廃止された。なお、江戸在府半年といっても、大名の妻子の江戸在住は従来通りであった。

また、従来の検見法をやめて、豊凶にかかわらず、年貢を徴収する定免法を採用した。そのため、年貢の増収が実現した。さらに、田畑の等級に関係なく年々の実収穫高を検見によって算出する有毛検見法も採用された。加えて、三分一銀納法さんぶいちぎんのうほうも採用された。これは、田を畑に転作して商品作物を栽培していた畿内・西国の幕領において、耕地の3分の1は畑作で換金作物を栽培していると見なし、その分の年貢を米納ではなく、銀で納入させるというものであった。

新田開発については、1722年江戸日本橋に高札を立て、幕領を中心に大商人が新田開発に参加するよう要請した。また、質流禁止令(流地禁止令)を発し、土地の売買を禁止し

た。この命令のねらいは、農民の階層分化を防ぐことにあったが、越後頸城郡高田や出羽長瀨村などで質地取り戻し騒動が起きたため、廃止された。この命令が廃止されたことは、田畑永代売買禁止令の効力をなくし、小農中心の農政を改め、地主・富農の存在を認めることとなった。

商品作物栽培の奨励は、農家の現金収入を増やすための菜種などと輸入品の国産化のための朝鮮人参・甘藷栽培に大別される。なかでも甘藷は、青木昆陽の登用により、当初は凶荒作物として普及したものであった。

③経済政策

経済政策では、商業を幕府の支配下に置く政策がとられた。まず、商工業者に対しては、**株仲間を公認**することで、逆に統制をはかった、つまり、特権商人を通じて商工業を統制し、冥加・運上を徴収するために公認したのである。

また、1736年、通貨を改鑄し、品位を落とした文字金銀（元文金銀）を発行した。これは、通貨を増やすことで、米価の引き上げを図り、米価を含む物価の安定につながった。吉宗自らが米価の調整を行ったために、彼は「米将軍（米公方）」とよばれた。

④法制・官制の整備

吉宗は1717年、大岡忠相を町奉行に登用した。また、従来慣習によりきちんとした法がなかった訴訟関係の法整備を評定所に命じ、1742年には**公事方御定書**が作られた。この内上巻81カ条は、司法機関の規定や訴訟手続が中心で、下巻103カ条が刑罰規定となっている。この下巻のことを通常、「御定書百箇条」とよんでいる。これ以外に、幕府創設以来の触書を集めた「御触書寛保集成」が作成された。集成は以後、宝暦、天明、天保とに作成されている。

また、1721年、評定所の前に目安箱を設置し、庶民・武士から投書を受け付け、将軍自らがその内容を読んだ。この投書によって実施された政策には、小石川養生所の設立や、江戸の町火消しの制度があった。

（だから、「暴れん坊将軍」は町火消しと関係しているんです。松ケンさんほど格好良くなかったはずだと思うけど）

⑤人材登用策

1723年、**足高の制**が実施された。この制度では、大目付・町奉行・勘定奉行は3000石という基準石高を決め、旗本などその役職についた時は、在任中のみ役職の禄高の不足分を支給するというものであった。この制度によって登用された人物には、勘定奉行の神尾春央、勘定格代官の田中丘隅、勘定吟味役の井沢弥惣兵衛、町奉行の大岡忠相がいる。

⑥その他の政策

金銭貸借によるトラブルの増加に対処するため、1719年には**相対済し令**を出している。これは、金銭貸借については、当事者同士の話し合いで解決するように指示したものである。しかし、逆に金融界の混乱が生じ、目安箱にもその不満が投書されたため、1729年には廃止された。

吉宗はさらに、産業に役立つ実学を奨励した。そのため、1720年にはキリスト教に關係のない漢訳洋書の輸入を緩和し、青木昆陽・野炉元丈にオランダ語を学ばせた。

⑦改革の結果

以上のような享保改革で1722～30年には石高は440万石に増え、年貢収納額は平均156万石になった。しかし、それだけ矛盾は深まっていった。例えば、享保期の百姓一揆が177件と上昇したこと、打ちこわしが起きたことがその一例である。

4. 田沼時代

(田沼意次といえば、何となく賄賂政治家の代表で、TVの江戸時代を取り上げた番組でも、「〇〇屋、お前も悪よの〜!」といういつもの台詞と共に、出てくる悪役というワンパターンなイメージしかないのですが、果たしてそうでしょうか？確かに全く精錬潔癖とはいえませんが、このイメージだけでとらえるのはどうなのでしょう。教える側は、せめて、古典的名著である辻善之助氏の『田沼時代』(岩波文庫、148-1)程度は読了した上でないと、と思うのですが。私にすれば、田沼を悪人したのは、次の松平定信ではないか、としか思えないのですが。)

吉宗の後に将軍となった9代家重は、言葉も明瞭でないほどの将軍であり、政治の実権は、側用人の大岡忠光が握っていたとされる。財政は赤字であり、家重は引退に追い込まれ、家重の長男で吉宗が期待していた家治が10代将軍に就任する。家治は、武芸・学問に優れていたが、一般の老中との協調に欠け、家治お気に入りの側用人田沼意次に権力が集中した。

田沼の政治を要約すると、重商主義政策ということが出来る。田沼は、座・会所を増設し、専売制の方向を示し、そこからあがる利益から冥加・運上を徴収していった。その組織として人參座・鉄座・^{しんちゅう}真鍮座を作った。さらに、一般商工業者の株仲間も積極的に公認し、絹糸・繰綿の取引を統制し、手数料を取るために、絹糸貫目改会所や繰綿延売買会所を設けた。

◆1750年代を増収の限界とする年貢減収による財政悪化を解決するために、民間社会の経済的成果をいかに吸収するかということに最大の努力を傾け、実際的な手立てを講じることにより、当面の状況を切り開こうとした。

ついで田沼は、**明和五匁銀・南鐔二朱銀**といった貨幣を鑄造した。南鐔二朱銀は、これまで秤量貨幣であった銀貨を計数貨幣にすることで、銀貨中心の大坂の経済を江戸の経済に取り込むことがねらいとしてあった。そして、二朱銀8枚で金1両と交換することにした。そのため、田沼は貨幣原料である金銀の獲得に力を注ぎ、ラテンアメリカの銀鉱山の採取により相場が低下していたヨーロッパの銀を買い漁り、その代わりに専売制の銅・俵物を仲介者の清国商人に売った。その必要で、銅座や俵物会所が設置された。

この間田沼は、仙台藩医の工藤平助の『**赤蝦夷風説考**』による提案を受け入れ、対ロシア貿易の前提である蝦夷地の開発と日露交易を計画したが、田沼の失脚により挫折した。また、下総の印旛沼・手賀沼の干拓を計画し、江戸・大坂の商人資本によって工事が進められたが、洪水と田沼の失脚で失敗に終わった。

田沼の以上のような重商主義政策は、財政の安定と強化に相当の成功を見せたが、商人資本と結合し、賄賂を受け取ったために反感が強まった。さらに、たまたま生じた天明の大飢饉と浅間山の噴火によって農民が困窮し、ついに田沼の子で若年寄であった田沼意知が1784年、江戸城中で旗本佐野政言に殺害される事件が起こり、2年後の1786年、田沼自身も老中を罷免された。

5. 寛政の改革

①松平定信

田沼に代わり11代将軍を補佐した老中松平定信の寛政の改革が実施される。定信は、8代将軍吉宗の子田安宗武を父に持ち、田安家から白河松平家の養子となり、藩主として実績を持った人物であった。定信が担当した寛政の改革は、危機的状態であった幕府財政の建て直しを中心に、享保の改革を理想とするものであった。

◆定信がとったのは、座の廃止・株仲間の独占規制などにより、商業資本に一定の抑圧を加える一方で、江戸の新興大商人を勘定所御用達・米方御用達に登用し、その資金力と商業上のノウハウを利用する政策を採用した。

②農村・都市対策

まず、改革の中心にすえられたのは、農村の復興である。飢饉に備え、諸藩に**困米**を命じ、都市や農村でも**社倉**（住民が分相応に穀物を出す）、**義倉**（富裕者の義捐・課税）などを実施した。また、国や領主の財力を持って穀物を蓄える常平倉も設けられた。

都市、特に江戸では**七分積金**も行われた。これは大都市での困米の一種というべきもので、町費を負担する地主に命じ、町費節約分の70%を積み立てさせ、その金を救済資金とし、浅草の町会所に管理させた。

さらに、農民の都市流入を防ぐため、1790年に**旧里帰農令**を出し、帰農希望者には旅費・農具代・食費を支給した。この法令はこの年だけでなく、翌91年、93年と都合3回出され

ている。これ以外の都市対策としては、江戸石川島に**人足寄場**を設け、無宿人・軽犯罪者らに職業指導を行った。人足寄場設置の目的が、打ちこわしを起こす無宿人らの強制収容にあったことは事実であるが、慈善救済のために利用されたことも事実である。

ここで、敢えてつけ加える必要はないのですが、社会福祉史（社会事業史）を少しでも学ぶと、こうした施設は、必ず社会治安（社会防衛）上の理由から作られるといういわば「鉄則」があります。ヨーロッパの代表例はイギリスの施設ですが、やはり、慈善の意味と社会秩序を乱すと考えられる人々を強制的に隔離することがなされています。ですから、社会福祉（社会事業）だから、良いのだという理解は、物事を一方からしか見ないこととなります。この点を十分につかむ必要もあるのです。

ついで、困窮する旗本・御家人たちの救済のために、棄捐令（損じゃなくて、「**捐**」ですよ）を1789年に出した。これは、6年以前（1784年）までの借金の破棄・帳消しを命じ、5年以内の借金は低利により年賦返済を命じたものであった。

③儒学の振興・文化統制

儒学の振興・奨励もはかられた。半官半民の聖堂学問所を幕府の官立とし、1797年、昌平坂学問所にした。これに先立ち、1790年には**異学の禁**を命じた。この禁令が実施された時の大学頭は林信敬であるが、実際にこれを推進したのは、林述斎である。

あわせて定信は風俗の矯正も厳しく行った。湯屋での男女混浴禁止は言うに及ばず、洒落本作家山東京伝は、手鎖50日の刑に処された。また黄表紙作家の恋川春町も処分され、出頭せず死亡したし、喜多川歌麿も処分され、山東京伝の本を出版したつたや薦屋重三郎も処分された。

さらに、『三国通覧図説』・『海国兵談』の著者**林子平**は、出版を禁止された。但し、林子平らが示した海防の必要性については、定信も理解していたようで、自ら伊豆・相模を巡視している。

③改革の結果

寛政の改革は、どのような結果を生んだのか。「世の中に蚊ほどうるさきものはなし、ぶんぶといふて夜もねむれず」、「白河の清きに魚のすみかねて、もとのにごりの田沼こひしき」という落書が示すように、あまりに厳しい統制で、不満が高まり、しかも改革自体が反動的なものであったために、結局は失敗に終わった。

特に、1789年、光格天皇が、父閑院宮典仁親王に上皇の尊号を贈ろうとしたのを中止させる尊号一件という事件が起きて以来、定信と将軍家斉との関係が悪化し、これに大奥の女中たちの定信に対する強い反発もあって、1793年定信は老中を辞任した。

6. 諸藩の中期藩政改革

幕政改革と並行して、諸藩の藩政改革も進められた。改革の中心は、財政改革と荒廃した農村復興のために人口の増加をめざす赤子養育法、備荒貯蓄の充実だった。なかでも、財政改革は各藩とも様々な努力を行ったようで、専売制の強化と年貢徴収をいかに行うかが中心であった。例えば、米沢藩の織物、松江藩の鉄・朝鮮人参栽培、佐賀藩の陶器、鹿児島藩の砂糖、津和野藩の紙などの専売がこの時期に盛んとなった。これらの藩の藩主は、いずれも名君と言われ、米沢藩の上杉治憲、秋田藩の佐竹義和、熊本藩の細川重賢らが知られている。

7. 三大飢饉

江戸時代 265 年間に飢饉は 21 回、凶作（ひどい不作）は 130 回起きた。実に 2 年に 1 度は米の不作に苦しんだことになる。こうした状況は何も日本だけではなく、地球規模で天災・飢饉が発生している（これを小氷河気候という）。とりわけ、享保・天明・天保のいわゆる三大飢饉は、その中でも最も被害が大きいものであった。享保の飢饉は、1732～33 年、西日本を中心に起きたもので、夏の長雨とイナゴ・ウンカの大発生により作柄は平年の 3 分の 1 にまでなった。1782～87 年にかけての天明の大飢饉は、東北地方を中心に起きた。浅間山の噴火によりはじまった飢饉は、東北地方に冷害を発生させた。津軽藩では藩人口の 2 分の 1 を超える 13 万人が餓死し、人肉食があったことが記録されている。さらに、1833～39 年の天保の大飢饉は、全国的規模で大凶作となった。夏の低音多雨がその原因であり、飢饉は長期化した。こうした凶作・飢饉の結果、娘の身売りや間引き（生まれた子どもを生んですぐ殺してしまうこと）が日常化した。そのため、18 世紀以降人口は 2600～2700 万人前後に停滞したとされている。

8. 百姓一揆

農村におけるこうした事態の進行に対して農民たちは、幕府・藩・問屋・高利貸商人らに一揆を行った。一揆の形態もよく知られているように時期により変化がある。

17 世紀、幕藩体制の安定期には、他領に逃げる逃散と共に、代表越訴一揆が主であった。代表越訴とは、名主（庄屋）らが農民の代表として幕府・藩に訴えるもので、一揆がたとえ成功しても、代表者は法を犯した者として捕らえられ、処分された。だから、彼らは死を覚悟して代表者となり、処刑された人たちは義民として長く称えられた。よく知られている義民としては、若狭の松木長操、上州の礪 茂左衛門、下総の佐倉惣五郎らがいる。

ついで 18 世紀になると村役人層だけでなく、全農民の参加による惣百姓一揆が行われる。要求も年貢減免だけでなく、藩専売制の廃止や、問屋の独占反対、質流れ地奪還の要求、助郷軽減など様々であった。代表的な一揆としては、1738 年の磐城平一揆、1754 年の久留米一揆がある。なお、時代はくだるが、1856 年、岡山藩では、被差別部落の人々が藩の風

俗規制に反対した渋染一揆を起こしている。

さらに、この時期には、平百姓が村役人・富農層に年貢・村入用の公平な割り当てや村役人の交代などを要求する**村方騒動**を起こしている。

◆村方騒動の原因は、村請年貢制にある。村役人は、村入用から給分（給与）を与えられるようになっていながらもその権威は次第に低下しはじめていた。これに加えて、村財政に見合うだけの監査制度を村の内部で整備していることもあって、村役人の私欲横領を糾弾する運動が急増した。

天明の大飢饉後、19世紀に入ると一揆はより激しいものとなっていく。1823年には、大坂周辺の農民が、大坂問屋の特権に反対し、在郷商人の指導によって数カ国が連合した**国訴**が起こった。さらに、物価上昇に苦しむ都市貧民たちによる**打ちこわし**が頻発した。打ちこわしは、1733年、江戸で起きたものが最初とされるが、1787年にいわゆる天明の打ちこわし以来、主要都市で起きている。

幕末になると社会の革新を要求し、村役人の公選、土地再配分、年貢納入拒否などの要求を掲げた**世直し一揆**が頻発した。そしてついに1867年には京都・大坂を中心に**ええじゃないか**の乱舞が流行し、幕政は完全にマヒしてしまった。但し、こうした一揆は、幕藩体制打倒という明確な目標を持たず、組織的にも一時的なものであった。そのため、封建制を深部から動揺させはしたが、政治闘争へとは結びつかなかった。